

## 議事(1)

### 県のNPO施策の進捗状況

#### <事務局説明概要>

- ・NPO法人の数は減少傾向にある。一方、認定・特例認定NPO法人の数は徐々に増えている。
- ・県のふじのくにNPO活動センター（FNC）事業として、年間1,000件超の相談対応をしている。相談者としては、NPOからの相談が一番多く、全体の7割以上を占めている。相談対応は、困っているNPO等を直接支援するだけでなく、相談対応の中で、今、NPOがどんなことで困っているのかといったNPOのニーズを知ることでもできるため、今後も重視していきたい。
- ・NPOを支援する中間支援スタッフの人材育成のため、中間支援スタッフ集合研修を実施している。また、市町の市民活動センターがない地域を中心に、NPOを支援するため、会計事務講座等を実施している。
- ・新型コロナウイルス感染拡大を受け、ICT利活用に関心のあるNPOを支援するため、ICT利活用講座を開催している。
- ・伊豆地域市民活動ネットワークの運営支援として、構成員同士の情報交換や交流を促進するため、今年度はオンラインによる交流会の開催を支援している。
- ・令和3年度の中間支援スタッフ集合研修は、当初は4テーマ4回で計画していたが、1回目を実施したときの参加者から「相談事例の共有をしてほしい。」「NPO法人の定款変更に関する相談対応は、もっと詳しく勉強したい。」「相談対応の練習をしたい。」「制度改正について教えてほしい。」「先進事例を知りたい。」などの要望があったため、テーマを細分化して、全部で7回開催することにした。
- ・県センターとして市町の市民活動センターから相談を受ける中で、市民活動センターはNPOから相談を受ける立場だが、センターを運営している中間支援組織自身にも、ガバナンスや運営面での課題への気付きがあるケースがあった。

#### <質疑応答・意見交換>

(井ノ上委員) センターを運営している中間支援組織自身の課題とは、具体的にどのようなことか。

(千野センター長) 中間支援スタッフ研修として労務の講座を実施したが、参加した中間支援組織の中に、雇用契約などの労務手続きで今後改善した方がよい点がある団体があった。

## 議事(2)

### 「ふじのくにNPO」ホームページのリニューアル

#### <事務局説明概要>

- ・現行の「ふじのくにNPO」ホームページは、全体的に文字が多くて読みにくいなどの課題があったので、新しいホームページは、主にふじのくにNPO活動センターのスタッフのアドバイスを受けて、明るい雰囲気シンプルなデザインに変える。
- ・機能面の改善として、現在はスマホ対応していないが、新しいホームページでは、スマートフォンやタブレットからも見やすいデザインに変える。
- ・掲載内容の改善として、NPOの関心が高い助成金・公募情報について、現在は一覧表で掲載して

いるが、新しいホームページでは、データベースで検索できるようにする。

- ・その他の掲載内容については、今後、市町の市民活動センター等のNPO関係者からアドバイスをいただきながら、考えていきたい。

#### <質疑応答・意見交換>

(池田委員) このホームページは、誰に向けて発信するものなのか。NPO向けに発信するのか、それとも広く県民向けに発信するのか。

(岡主査) 県民生活課は、県内のNPO活動を支援する立場として、このホームページも、現にNPO活動をしている人や、これからNPO活動をしようと考えている人を、中心的なターゲットとして考えている。

(池田委員) 新しいホームページでは、新設NPOへの支援の一つとして、各団体につき3ヶ月限定又は半年限定で、新設NPOの情報を掲載したらどうか。

(井ノ上委員) NPOは政策提言活動もしているので、可能であれば、新しいホームページでは、県で実施しているパブリックコメントの状況がわかるように、県のパブリックコメントをまとめたページへのリンクを貼ってほしい。

(若月課長) 来年度、県の公式ホームページをリニューアルする予定なので、パブリックコメントの情報についても、公式ホームページと連携する中で、もっと見やすくしていきたい。

(日詰委員長) 新しい「ふじのくにNPO」ホームページは、いつ完成するのか。

(岡主査) 形としては年度内に完成するが、内容面は、その後も作り込んでいく。

### 議事(3)

#### 令和4年度のNPO関連事業

#### <事務局説明概要>

- ・令和4年度は、「NPO推進事業費」と「NPOデジタル化促進事業費」の2事業を実施する。「NPO推進事業費」は、主として、ふじのくにNPO活動支援センターの運営費である。「NPOデジタル化促進事業費」では、今年度に引き続き、ICT利活用研修を実施する。
- ・東部NPO活動支援センターは、3階から2階に引っ越す。これにより、場所を管理する必要性がなくなるので、伊豆地域を中心に、市町の市民活動センターがない地域のNPOのニーズを捉えて、機動的な支援に繋げていきたい。
- ・FNCの名称は、NPOの活動に対する支援という趣旨を明確にするため、「ふじのくにNPO活動センター」を「ふじのくにNPO活動支援センター」に変更する。
- ・令和4年度の予算案は、今年度の5月から7月にかけて実施した市町の市民活動センター等のNPO関係者との意見交換を踏まえて作成した。意見交換を通じ、県には、市町の境界を越えた広域的な団体同士の交流の場の提供、連携促進が期待されていることが分かった。それから、新型コロナウイルスの流行が続いているが、まだICTを活用しきれていない団体もあるので、ICT利活用研修は、継続してほしいとの要望もあった。
- ・このため、県民生活課としては、新規2事業の予算案を作成し、県の財政部局に提出した。1つ目は、SDGsに関心のある企業が増加し、就業者や個人の副業やサードプレイスへの関心が高まっている一方、NPOは資金不足や人材不足という課題を抱えていることから、企業内人材がNPOに参画することで課題解決に繋がられないかと考え、NPOと企業等とのマッチング支援のための予算を要求した。2つ目は、令和4年12月から、オンラインでNPO法手続を行える内閣府のシス

テムが稼働する予定であることを踏まえ、ICTをあまり利用していないNPO法人もスムーズに導入できるように支援するための予算を要求した。財政部局との調整の結果、要求内容の一部は認められなかったが、予算がついた部分は、新規事業として実施する。

#### <質疑応答・意見交換>

- (飯倉委員) NPOと企業等とのマッチング支援は、FNCの委託事業で実施するとのことだが、NPOと企業等の双方の認識が一致しないと実現が難しい。NPOと企業は文化が違うので、擦り合わせをするときは、企業側のことがよく分かっている人が絶対に必要だと思う。最近、課題解決型の社員研修を行っている企業があるが、NPOが真ん中にいなくて、地域と企業が主導して行っているケースもある。こうした事例を、もっと研究した方がよい。また、ICT利活用については、Microsoft 365やgoogleの広告など、NPO向けの無料又は割引のサービスがあり、テックスープでこれらのサービスをまとめているので、こうした情報を県のホームページに掲載するとよい。
- (齋藤委員) NPOと企業等とのマッチング支援について、現時点で、マッチングを希望している企業やNPOは、具体的にあるのか。
- (中野主幹) NPOと企業のマッチングそのもののニーズについては、複数の企業の担当者にお話を伺ったが、実際にマッチングしたいという具体的な企業やNPOは、まだない。
- (杉山委員) NPOと企業等のマッチング支援の内容として、テーマ別交流会とあるが、どのようなテーマを想定しているのか。
- (中野主幹) テーマは、まだ確定していないが、実際の連携事例を見ると、環境保全や子育て支援が多い。さらに、まちづくり、観光、スポーツなど、様々なテーマが想定される。
- (氏原委員) 浜松市では、指定管理で市民協働センターを運営しており、その中で、協働によるまちづくりを目指して、NPO、企業、行政、学校など多様な組織が一堂に会し、活動発表や交流をする「パートナーシップミーティング」を実施している。ここ2年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン形式で実施している。この「パートナーシップミーティング」で、実際にマッチングされた事例もあるので、参考にしてほしい。
- (中野主幹) 浜松市の「パートナーシップミーティング」については、今年度、浜松市市民協働センターを訪問したときにお話を伺い、大変参考になった。浜松市では実績があがっているので、このような取組を他の地域でも実施したいと考えている。今後も、お互いの情報を交換していきたい。

#### 議事(4)

##### 県のNPO施策の方向性(案)

#### <事務局説明概要>

- ・県は、20年以上にわたりNPOに対して指針を示し、指針で示した方向性に向けて施策を講じてきた。令和2年度、新しい指針策定のためにパブリックコメントを実施したところ、「この指針は、市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するというNPO法の趣旨に合わない。」などの意見があったことから、指針策定を一旦保留した。そして令和3年度、市町の市民活動センター等を訪問して意見交換しながら、NPO法の趣旨に基づいた県の施策のあり方について検討を続けてきたというのが背景である。

- ・今後の県の施策については、NPO関係者等のニーズを聞き、それを踏まえた内容とするため、今年度実施したような、市町の市民活動センター等との意見交換を仕組み化することを考えた。
- ・これまで県が策定してきた指針は、短いものでも5年間を対象としてきたが、最近は時代の変化も早いため、時代の変化に応じて柔軟に施策を講じることができるように、この仕組みは、毎年度完結できるものとし、その上で、これを毎年度繰り返すこととしたい。
- ・行政は、人事異動により3年程度で担当が変わるものだが、この仕組みが構築できれば、人事異動で担当が変わっても、この理念に基づいた施策推進が持続可能になるのではないかと考えている。
- ・この方向性は、決定したものとして発表しているのではなく、今後、このような方向性でやっていったらどうかという一つの案として提案するものである。
- ・この仕組みの構築にあたっては、今後、市町のNPO担当課・市民活動センターと意見交換しながら進めていきたい。

### <質疑応答・意見交換>

- (井ノ上委員) 非常に柔軟な対応で良いと思う。ところで、意見交換の相手の一つに「市町センター等（中間支援組織）」とあるが、県のボランティア協会や市町のボランティアセンターについてはどう考えているのか。
- (若月課長) 昨年度のパートナーシップ委員会で、飯倉委員が「皆で静岡県を良くするために、タッグを組めるとよい。」と話されていたことを思い出した。来年度、市町の市民活動センター等と意見交換していく中で、他に意見交換した方がよい団体等を教えていただくことも想定し、ボランティア協会等との意見交換も前向きに考える。
- (杉山委員) NPO、市民、企業等のニーズを、市民活動センター等を通じて把握し、施策に取り込むというのは良いと思う。市民にとって、施策に参加しているという実感が大切だと思うので、直接市民の声を拾える場のようなものがあるとよい。それから、図の下の方の矢印に「取組検討、事業予算化」と書いてあり、この主体は県を想定しているようだが、このプロセス全てが「取組検討」に当たると思われるので、そういう意識を持ち、皆が参画するということを強調するとよい。
- (井ノ上委員) 図の「意見交換（県が市町を訪問等）」について、いろいろな理由で訪問できない場合もあるかもしれないが、現場でこそ感じるものもあるので、基本的に現場訪問を大事にしてほしい。
- (飯倉委員) NPOや企業等のニーズを聞くというが、NPOや企業が、ニーズの相談に来るのか疑問に思う。社会福祉協議会やコミュニティ協議会等のビジネスコンテストに、NPOが企画を出しているのだから、それを見るとよい。また、上がってきた情報を、メールマガジン等で社会福祉協議会等にも流して、情報共有するとよい。
- (若月課長) 昨年度、指針策定について立ち止まって考えることにした大きな理由は、指針（ガイドライン）そのものが、市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するというNPO法の趣旨に合わないという意見と、指針を作る前に、市民の意見をもっと聞くべきだったという意見があったためである。自分は今年度が3年目なので、来年度は恐らく異動しているが、職員が変わっても、現場の意見を聞けば、NPOのことも分かってくるので、現場の意見を聞くというプロセスを仕組み化すればよいと考えた。行政では、4～5年間の計画等を策定することがよくあるが、実際には3～4年先の予算の担保はない。そこで、より現実的な方法として、毎年度完結できるプロセスを仕組み化することを今回提案した。引き続き、NPO関係者等の意見を聞きながら、ブラッシュアップし

ていきたい。

## 議事(5)

### NPO法手続のオンライン化（内閣府）

#### <事務局説明概要>

- ・NPO法手続のオンライン化は、政府の「デジタル・ガバメント実行計画」の一環として取り組まれており、令和4年12月稼働開始が予定されている。
- ・現在の内閣府の「NPO法人ポータルサイト」では、所轄庁に提出された書類を、市民への情報提供として掲載しているが、新しいシステムでは、NPO法手続の申請等と市民への情報公開が、全てオンラインでできるようになる。
- ・NPO法人にとっての新システムのメリットの一つとして、システムには過去の申請等の情報が蓄積されているため、毎事業年度の報告書を作成する際も、蓄積された情報をもとに作成できる点がある。
- ・新システムは、当面の間、義務化されるわけではないが、なるべく多くのNPO法人に使ってほしいと考えている。

## 議事(6)

### 県公契約条例及び県の契約に関する取組方針

#### <事務局説明概要>

- ・事業者等を守り育てる静岡県公契約条例は、令和3年3月に公布・施行された。
- ・県の契約に関する取組方針は、県が当事者として締結する契約が公正公平で、下請け事業者を含め、事業者にとって無理のない条件で契約するためのルール等を示したものである。本取組方針は会計支援課が担当し、令和3年度にパブリックコメントを経て策定された。
- ・取組方針の5ページに、適正な予定価格の設定について書かれている。「県は、予定価格を定めるに当たっては、契約の目的及び内容に応じ、その仕様書や設計書を業務の実態に即して適切に作成するとともに、市場における最新の労務単価、資材及び機材等の取引価格、法定福利費、従事者の業務上の負傷等に対する補償に必要な保険料、事務関連経費などの間接経費のほか、適正な契約期間、業務の実態等を的確に反映した積算を行うものとします。」とある。
- ・NPOは行政から委託を受けて事業を実施することも多いが、契約において間接経費が適正に含められていないという意見を何件かいただいたことがあるので、パブリックコメントの実施中、県民生活課から「事務関連経費などの間接経費」との文言を明記するように提案し、反映されたものである。
- ・本取組方針は、県が当事者として締結する契約について規定したものだが、市町にも参考としていただけるように、毎年実施している県内市町の市民活動担当課長会議において、この取組方針を紹介する予定である。

#### <質疑応答・意見交換>

（日詰委員長）間接経費を的確に反映した積算を行うというのは、いわゆるフルコスト・リカバリーが明確に位置付けられたということで、前進したと思う。市町も、県の方針を参考にするだろうから、そういう意味でも、非常に良い方針ができたと思う。

(井ノ上委員) フルコスト・リカバリーについては、何年も前から声を上げていたので、条例や取組方針に位置づけられて、とても嬉しく思う。県外の人にも伝えたい。

(若月課長) フルコスト・リカバリーについては、西部NPO法人会をきっかけに、勉強させてもらい、今回の取組方針への反映に繋がった。NPOが委託を受ける際、委託者によっては、それぞれの考え方で、間接経費を認めないケースがあるかもしれない。県では、これまで、間接経費は適正に含めるとの認識のもとに委託事業等を行ってきたが、より分かりやすくするために、今回、取組方針に明記したものである。

(日詰委員長) 本日は様々な意見が出たと思うので、今後、事務局において活かしてほしい。

## 情報提供

### 静岡市ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業

#### <概要>

- ・本事業は、静岡市内のNPO活動や自治会活動を行う公益的な活動を対象として、静岡市が、ふるさと納税の枠組みで寄附金を受け入れ、活動団体に補助金として交付するものである。
- ・令和2年度は、目標額43,543千円に対し、実績は目標額の18%余の8,062千円だった。
- ・令和2年度は目標額が高すぎたのかもしれないと考え、令和3年度は、団体と協議しながら目標額を設定し、寄附も団体に努力して募ってもらうようにしている。また、静岡市としてもSNS等により周知していきたい。